

第3節 関係法令

1 廃棄物処理関連

廃棄物処理関連法を [表 1-3-1] に示す。

[表 1-3-1] 廃棄物処理関連法一覧表

法律名 施行年月日 法律番号	整備の目的（各法律 第1条 抜粋）
浄化槽法 昭和 60 年 10 月 1 日 法律第 43 号	この法律は、浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
資源の有効な利用の促進に関する法律 平成 3 年 10 月 25 日 法律第 48 号	この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律 平成 4 年 9 月 25 日 法律第 62 号	この法律は、我が国における近年の国民経済の発展に伴い、産業廃棄物の排出量が増加するとともに、その種類が多様化し、産業廃棄物の処理施設に対する需要が著しく増大していることにかんがみ、産業廃棄物の処理を効率的かつ適正に行うための一群の施設の整備をその周辺地域の公共施設の整備との連携に配慮しつつ促進する措置を講ずることにより、産業廃棄物の処理施設の安定的な供給及び産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
広域臨海環境整備センター法 昭和 56 年 12 月 1 日 法律第 76 号	広域臨海環境整備センターは、廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立による処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行うことにより、生活環境の保全及び地域の均衡ある発展に資することを目的とする。
環境基本法 平成 5 年 11 月 19 日 法律第 91 号	この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに、人類の福祉に貢献することを目的とする。
特定家庭用機器再商品化法 平成 10 年 12 月 1 日 法律第 97 号	この法律は、特定家庭用機器の小売業者及び製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関し、これを適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 平成 12 年 5 月 31 日 法律第 100 号	この法律は、国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

法律名 施行年月日 法律番号	整備の目的（各法律 第1条 抜粋）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 平成12年11月30日 法律第104号	この法律は、特定の建設資材について、その分別解体等及び再生資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
ダイオキシン類対策特別措置法 平成12年1月15日 法律第105号	この法律は、ダイオキシン類が人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある物質であることにかんがみ、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等をするため、ダイオキシン類に関する施策の基本とすべき基準を定めるとともに、必要な規制、汚染土壌に係る措置等を定めることにより、国民の健康の保護を図ることを目的とする。
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 平成5年12月16日 法律第108号	この法律は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するパーゼル条約（以下「条約」という）等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。
循環型社会形成推進基本法 平成12年6月2日 法律第110号	この法律は、環境基本法（平成5年法律第91号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 平成7年12月15日 法律第112号	この法律は、容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 平成13年5月1日 法律第116号	この法律は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 昭和46年6月24日 法律第136号	この法律は、船舶、海洋施設及び航空機からの海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋の汚染及び海上災害を防止し、あわせて海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 昭和46年9月24日 法律第137号	この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

2 公害防止関連

公害防止法令関係一覧を [表 1-3-2] に示し、環境基準項目一覧を [表 1-3-3] に示す。

[表 1-3-2] 公害防止法令関係一覧

法律名 施行年月日 法律番号	整備の目的（各法律 第1条 抜粋）
振動規制法 昭和 51 年 6 月 10 日 法律第 64 号	この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。
悪臭防止法 昭和 46 年 6 月 1 日 法律第 91 号	この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。
大気汚染防止法 昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 97 号	この法律は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。
騒音規制法 昭和 43 年 6 月 10 日 法律第 98 号	この法律は、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行なうとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的とする。
水質汚濁防止法 昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 138 号	この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もつて国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

[表1-3-3] 環境基準項目一覧表

環境基準項目		物質及び細目	設定年	
大気汚染に係る環境基準項目		二酸化硫黄	昭和44年設定	
		一酸化炭素	昭和45年設定	
		浮遊粒子状物質	昭和47年設定	
		二酸化窒素	昭和48年設定	
		光化学オキシダント	昭和48年設定	
		ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	平成9年設定	
		ジクロロメタン	平成13年設定	
水質汚濁に係る環境基準項目	健康項目	カドミウム、全シアン、六価クロム	昭和45年設定	
		総水銀、アルキル水銀	昭和45年設定	
		鉛、砒素	昭和45年設定	
		PCB	昭和50年設定	
		ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン	平成5年設定	
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素	平成11年設定	
	生活環境項目	河川	pH、BOD、浮遊物質、溶存酸素、大腸菌群数	昭和45年設定
		湖沼	pH、COD、浮遊物質、溶存酸素、大腸菌群数	昭和45年設定
			全窒素、全燐	昭和57年設定
		海域	pH、COD、溶存酸素	昭和45年設定
			n-ヘキサン抽出物質	昭和46年設定
			全窒素、全燐	平成5年設定
	地下水の水質汚濁に係る環境基準項目	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン	平成9年設定	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素		平成11年設定		

[表133] 環境基準項目一覧表

環境基準項目	物質及び細目	設定年
土壌汚染に係る環境基準項目	カドミウム、全シアン、有機燐、六価クロム、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅	平成3年設定
	鉛、砒素	平成3年設定
	ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン	平成6年設定
	ふっ素、ほう素	平成13年設定
ダイオキシン類による大気汚染、水源の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準項目	大気、水質、土壌	平成11年設定
騒音に係る環境基準項目	航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音以外	昭和46年設定
	航空機騒音	昭和48年設定
	新幹線鉄道騒音	昭和50年設定

3 施設整備関連

(1) 土地利用計画面

土地利用関連法令を [表 1 3 4] に示す。

[表 1 3 4] 土地利用関連法令

法律名	用地区分
都市計画法	市街化区域、市街化調整区域、用途地域、美観地区、風致地区
都市緑地法	緑地保全地域
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区
文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物、伝統的建造物群保存地区
生産緑地法	生産緑地地区
農地法	農地・採草放牧地
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域
森林法	国有林、民有林、保安林

(2) 自然環境保全面

自然環境関連法令を [表 1 3 5] に示す。

[表 1 3 5] 自然環境関連法令

法律名	用地区分
自然公園法	国立及び国定公園、都道府県立公園
都市公園法	都市公園
都市緑地法	特別緑地保全地区
自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、特別保護地区
都市の美観風致を維持するための樹木の保全に関する法律	保存樹

(3) 防災面

防災関連法令を [表1-3-6] に示す。

[表1-3-6] 防災関連法令

法 律 名	用 地 区 分
河川法	河川区域
地すべり等防止法	地すべり防止区域、ぼた山崩壊防止区域
砂防法	砂防指定区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域